日本共産党島根県議団 団長 尾村利成 幹事長 大国陽介

コロナ禍での生活支援制度の周知・徹底を求める申し入れ

新型コロナウイルス感染症の影響による「営業自粛」や「休業」などで県民の生活悪化が急速に広がっています。

わが党県議団にも、「売り上げが激減し、従業員の給料や家賃など固定費が払えない」「週5日のパート勤務が週3日になり、生活していけない」「生活保護の申請について相談したい」など、ありとあらゆる深刻な営業・生活相談が寄せられています。

失業・廃業・病気など命を支える生活保護の利用は、憲法25条に基づく国民の権利です。安倍首相も 国会で「文化的な生活を送る権利がある。ためらわずに申請していただきたい」と答弁しています。

厚生労働省は、新型コロナの影響で収入が減少した方々に対する「生活を支えるための支援」として、 ①生活福祉資金の特例貸し付け(緊急小口資金・総合支援資金)、②住居確保給付金制度、③生活保護 制度、④社会保険料等の猶予(国保料・税、介護保険料の減免等)などの制度を拡充しています。

しかしながら、これらの制度の案内が多くの生活困窮者に届いておらず、その活用はごくわずかであり、不十分と言わざるを得ません。

事実、国保料減免申請は、松江市では、加入世帯23,430世帯のうち200件(申請率0.85%)であり、出雲市では、加入世帯19,681世帯のうち46件(申請率0.23%)しかありません(7月末時点)。

「申請書は、市役所ホームページからダウンロードできます」との文書を国保料決定通知書に同封したり、市報に掲載するだけでの申請案内では、必要なる情報が市民に届くわけがありません。

また、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、生活が困窮した世帯のための貸し付けである「緊急小口資金」は2,174件、「総合支援資金」は412件の状況です(7月末時点・県全体件数)。

今こそ、県政が「コロナ禍での生活支援制度の周知・徹底」に注力し、県民生活を守る緊急対策をすすめる時ではないでしょうか。

以上の点を踏まえ、下記事項を要望します。

記

- 1. 国民健康保険、国民年金、後期高齢者医療制度及び介護保険の保険料(税)などの減免や徴収猶予の制度を市町村と連携して周知・徹底すること。
- 2. 生活福祉資金の特例貸し付け、住居確保給付金の制度を周知・徹底すること。
- 3. 生活困窮者に対する早期の支援のための連携体制を強化すること。(生活困窮者自立支援制度と国保制度、後期高齢者医療制度など関係部署との連携を強化すること)
- 4. 「申請意思を確認した上で、生活保護の要否判定に直接必要な情報のみを聴取する」とし、速やかな 保護決定を求める「厚生労働省の4月7日事務連絡」を遵守すること。申請権の侵害はしないこと。 有資格者のケースワーカーを増員し、保護世帯に寄り添った対応を行うこと。